

大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号) 第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号) 第86条第2項の規定により、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業者(以下「事業者」という。)に対し、自ら提供する介護サービスの質の評価(以下「自己評価」という。)及び定期的に受けなければならない外部の者による評価(以下「外部評価」という。)の実施について、必要な事項を定める。

(評価の目的)

第2条 自己評価は、事業者のサービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定されるものであり、外部評価は、自己評価の結果と外部評価の結果を対比し、両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うことを狙いとするものである。これにより、サービスの質の評価を客観的に高め、サービスの質の改善を図ることを目的とする。
2 自己評価及び外部評価の結果を公表することにより、利用者及びその家族への情報提供を推進するとともに、サービスを利用しようとする者のサービスの選択に資するものとする。

(自己評価及び外部評価の評価項目)

第3条 自己評価及び外部評価の評価項目は別紙1のとおりとする。

(外部評価の実施回数)

第4条 事業者は、事業所ごとに、年に1回以上外部評価を受けるものとする。

第5条 過去に外部評価を5年継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、前条の規定に関わらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなす。

- (1) 別紙2の「自己評価及び外部評価結果」及び別紙3の「目標達成計画」を市町村に提出していること。
- (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援セン

ターの職員が必ず出席していること。

- (4) 別紙2の「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2, 3, 4, 6の実践状況（外部評価）が適切であること。

2 大阪府（以下「府」という。）は、前項の実施回数を適用する場合には、あらかじめ当該事業所の指定及び監督を行なっている市町村と前項の要件の適否について協議を行い、その同意を得て決定するものとする。

（外部評価機関等）

第6条 外部評価は、府域の事業者に係る外部評価を適切に実施することができると認め、府が選定した法人（以下「評価機関」という。）が行うものとする。

- 2 評価機関の要件及び選定手続等については、別に定めるところによる。
3 前2項の規定は、外部評価を行う評価機関の評価調査員に対し、研修を実施する研修機関についても同様とする。

（外部評価の手続き）

第7条 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。

- 2 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で外部評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。
3 評価機関は、評価機関が定めた外部評価業務実施要領及び外部評価業務委託契約に基づき、外部評価を行うものとする。

（外部評価の内容）

第8条 外部評価は、評価機関に所属する複数の外部評価調査員（以下「評価調査員」という。）による書面調査と訪問調査の結果を総合して、評価機関が評価結果を決定する。

- 2 書面調査は、次に掲げる調査により行うものとする。

（1）事業所現況調査

次の文書を取得することにより行う。

- ① 直近の「介護サービス情報の公表」制度の基本情報項目調査票。ただし、やむを得ない場合には、別紙4の「認知症対応型共同生活介護事業所に係る情報提供票」をもって代えることができる。
② その他、事業所の運営やサービス提供に係る文書

（2）自己評価調査

外部評価を受ける事業者から、府が定める自己評価項目について、事業者の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議しながら作成した直近の「自己評価及び外部評価結果」（外部評価に係る記入欄を除く）の送付を受けることにより行う。

(3) 利用者家族調査

原則としてすべての利用者の家族を対象として、別紙5によりアンケート調査を行う。

3 訪問調査は、次により行うものとする。

- (1) 訪問調査は、書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問し、府が定める外部評価項目についての調査を行う。
- (2) 訪問調査は、原則として1日以内とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び府が定める外部評価項目に関する状況の調査を行う。
- (3) 所定の調査を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行う。

(外部評価結果の決定等)

第9条 外部評価結果の決定等は、次により行うものとする。

- (1) 外部評価を行った評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、全員の合意により評価を行い、「自己評価及び外部評価結果」を作成するものとする。
- (2) 評価機関は、前項の結果を基に外部評価の結果を決定する。この場合、評価機関が必要と認めるときは、評価機関に設置する認知症高齢者介護に関する学識経験者、認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、事業者、認知症高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会の審査を経るものとする。
- (3) 評価機関は、外部評価の結果を決定したときは、当該結果を事業者に通知し、事業所から「目標達成計画」の提出を求めるものとする。

(外部評価結果等の公開)

第10条 評価機関は、利用者による事業所のサービスの選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、「自己評価及び外部評価結果」、「目標達成計画」を公開するものとする。

- 2 事業者は、「自己評価及び外部評価結果」、「目標達成計画」を、次の方法で利用者及びその家族に公開するものとする。
 - (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明する。
 - (2) 事業所内の見やすい場所に備え付けることのほか、利用者の家族に送付等を行う。

(書類の保存期間)

第11条 事業者は、評価機関から通知を受けた日から3年間、「自己評価及び外部評価結果」、「目標達成計画」を保存するものとする。

(守秘義務)

第12条 評価機関は、外部評価の際に知り得た事業者、利用者及びその家族の秘密を他に漏らさないものとする。また、その旨を評価調査員及び評価調査員であった者に義務付けるものとする。

(市町村等への報告等)

第13条 事業者は第9条第3号の規定による通知があった後速やかに「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村（事業所が存する市町村及び平成18年4月1日以降に当該事業所を指定した他の市町村をいう。以下同じ。）に、評価機関は第10条第1項の規定による公開をした後直ちに別紙6の「外部評価実施状況報告書」を府及び市町村に、それぞれ提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する事項（明らかな基準違反、サービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、評価機関を通じて市町村に通報するものとする。
- 3 評価結果等については、事業所が自ら設置する運営推進会議において説明するものとする。また、別紙7の「サービス評価の実施と活用状況」について作成し、説明することが望ましい。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 大阪府認知症高齢者グループホーム外部評価実施要綱（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 施行日以後に外部評価の訪問調査を実施する場合には、この要綱に定める外部評価の手続によることとし、施行日以前に外部評価の訪問調査を実施する場合には、改正前の外部評価の手続によることとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月24日から施行する。